

水道及び下水道の基本料金免除のお知らせ

物価高騰に伴う経済的負担を軽減するため、当面の間水道および下水道の基本料金を免除します。

【 対象者 】

伊平屋村に申請している村内すべての家庭用水道使用者および下水道使用者

(官公管理施設および営業所等を除く。)

【 適用期間 】

令和7年10月分(11月請求分)から

【 免除料金 】

	基本水量	基本料金(税込)
水道基本料金	0~6 m ³	1,474 円
下水道基本料金	0~6 m ³	715 円

※メーター使用料及び基本水量を超えた超過料金は請求します。

詳しい金額については検針票をご確認ください。

【 申請不要 】

自動的に基本料金が免除されますので申請は不要です。

【 お問合せ 】

伊平屋村役場建設課

電話:0980-46-2176

FAX:0980-46-2606